エンジニアにまかせなさい?

1. はじめに

輸出管理に携わる人の主な出身畑には、技術系・貿易系・管理系(特に法務系)の3つがあります。私は貿易畑出身ですが、CISTEC の委員会活動で活躍されている企業委員には技術系の方が多いように感じます。これは委員会活動における、個々の品目分野の専門知識を持ち寄っての議論が占めるウェイトの大きさからして、自然なことのように思えます。個別企業の社内管理においても技術系人材の重要性は明らかです。

だからといって、貿易系・管理系人材の価値が低いということではありません。輸出管理の現場においては、それらの分野の素養も同じく大事なのです。技術畑出身であっても、そうした素養が身についていなければ、ただの該非判定屋になってしまいますから。当たり前の話ながら、技術であれ貿易であれ、この仕事に携わる以上、しかるべきレベルは必要であり、かつ専門バカで企業の輸出管理を率いていくことはできないのです。

ところが世の中には「何といってもエンジニアだ (エンジニアにまかせなさい、特に技術士ならバッチリですよ)」と主張する人がいるのですね。ネットを見ると、サブラヒという技術畑出身の御仁が色々ご発言になっています。

これからの輸出管理コンプライアンスに対応するための日本企業への提案

本当に輸出管理を大事にする経営方針を実践するためには、その主役もまた研究開発、設計、製造、品質管理を担当する技術者で行うのが本筋である。

(<u>参考1</u> 参照)

輸出管理の主役は誰か。個々の企業にはそれぞれの企業文化というものがあると思うが、ハイテク機器を扱うモノ作り日本産業の共通項は、やはり高い専門力を有する技術者であると考えられる。(http://www.saburai.com/infomation03.php)

「技術士」による輸出管理コンプライアンスサポート

「技術立国」という日本の国家戦略、その中心プレイヤーである製造業のコンプライアン ス業務を技術分野の国家資格を有する「技術士」が支援します。

(http://www.saburai.com/compliance.php)

技術者ががんばること、また輸出管理担当者が技術に明るいことは重要なことです。特に リスト規制の該非判定では。しかし「それが本筋」「主役は技術者」とまで言うのはどんな ものでしょうか? 重ねて申しますが該非判定だけが輸出管理ではないのですから。

特に問題となるのが、キャッチオール規制がらみの取引審査です。客先から需要者素姓情報・用途情報を入手すれば「あとは誰がやっても同じ審査結果になる」というものではありません。取引審査にも「腕」は必要なのです。

2. 達人はそんなこと言わない

私自身も CISTEC で多くの技術畑出身の輸出管理の達人を存じ上げています。しかしその人たちから「技術系でなくちゃ」という発言は聞いたことがありません。

それは「聞き手(私など)を傷つけないように」という礼儀だけではなく、実体的な理由 も2つあると私は思っています。

その第一は、他の分野出身の達人の存在を知っていることです。

第二は、その人たち自身が貿易や法令にも通じたオールラウンダーだということです。そ して貿易や法令関係の実力の必要性も理解している。それゆえその人たちは、技術畑出身だ からえらいというような思い込みから免れているのだと思います。

要するに出身畑が何であろうが、また技術士であろうがなかろうが、「できる人」はできる。「できない人」はできない。それだけのことだと思います。

一般論は以上として、ネットで前記「まかせなさい」氏の記事を拝見するとちょっとビックリするようなことが書かれています。そこから判断する限り、**この方には「おまかせしにくい**」ように思います。以下、次の順で私の考えを記します。

- キャッチオール規制を理解できているのか
- ・取引審査をどうとらえるのか
- コンプライアンスとリスク管理
- ・知識の正確性
- 結論

3.「キャッチオール規制の該非判定」?

いきなりパンチのあるフレーズが来ましたが、私の写し違いではありません。 下記の通りこの方は何度も文字になさっています。

【例1】

キャッチオール規制の該非判定をきっちり行うのが、「サブラヒ・テクノロジスト事務所」 の基本方針です。

(「中古の NC 工作機械の該非判定はどうする」より)

【例2】

我が国からの輸出貨物は、原則全ての貨物について輸出令の**該非判定書が必要です(通称、キャッチオール規制と呼ばれています)**。

(「該非判定書が入手困難・・・。」より)

【例3】

緊急輸出管理!「キャッチオール規制」をご存知ですか?

日本からの輸出に当たって、税関で「御用!」とならないための**「該非判定書」**の作成を 受託いたします。

(「輸出管理コンプライアンスの救急車」より)

【例4】

我が国の輸出管理には「キャッチオール規制」が取り入れられていることになっている。 しかし、ほとんどの輸出者(シッパー)はそのことが何を意味するのかを分かっていない。 我が国の法律では、輸出者自身が輸出貨物の該非判定をすることを義務つけられており、 ほとんど全ての輸出貨物がその規制対象である。**該非判定をしなければ、通関が出来ない** ことになっていながらほとんどのシッパーがそれを知らない現実の矛盾を担当当局は、国 民、世間に対してどう説明できるのか・・・。

(「該非判定の必要な輸出貨物」より)

みなさんご存知の通り、キャッチオール規制とはスペックの上下に関係なく行う(すなわち All Spec で Catch する)ものです。当然、該非判定は不要です。

はじめは私、この方が「リスト規制とキャッチオール規制を取り違えて書いてしまったのかもしれない」とも思ったのですが、次の例5・6を見ると、そうでもないようです。

【例5】

該非判定の必要な貨物例

ここに列挙した貨物は、いずれも大量破壊兵器等の開発に使われる恐れの強い貨物例で輸出 に当たっては詳細な判定が求められています。

- 1. リン酸トリブチル (TBP)
- 2. 炭素繊維・ガラス繊維
- 3. チタン合金
- 4. マルエージング鋼
- 5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管
- 6. しごきスピニング加工機
- 7. 数值制御工作機械
- 8. アイソスタチックプレス
- 9. フィラメントワインディング装置
- 10. 周波数変換器
- 11. 質量分析計又はイオン源
- 12. 振動試験装置
- 13. 遠心力釣り合い試験機
- 14. 耐食性の圧力計、圧力センサー
- 15. 大型の非破壊検査装置
- 16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置
- 17. 圧又は電流変動の少ない直流の電源装置
- 18. 大型発電機
- 19. 大型の真空ポンプ
- 20. 耐放射線ロボット

- 21. TIG溶接器、電子ビーム溶接機
- 22. 放射線測定器
- 23. 微粉末を製造できる粉砕器
- 24. カールフィッシャー方式の水分測定装置
- 25. プリプレグ製造装置
- 26. 人造黒鉛
- 27. ジャイロスコープ
- 28. ロータリーエンコーダー
- 29. 大型トラック (トラクタ、トレーラー、ダンプを含む)
- 30. クレーン車
- 31. 密閉式の発酵槽
- 32. 遠心分離機
- 33. 凍結乾燥機
- 34. 耐食性の反応器
- 35. 耐食性のかくはん機
- 36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器
- 37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔
- 38. 耐食性の充てん用の機械
- 39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機 (UAV) (娯楽若しくはスポーツ用に供する模型航空機を除く)
- 40. UAVに搭載するよう設計された噴霧器

【例 6】

「恐れの強い貨物例」

日本からの輸出に当たって、特に「正確な」、「漏れのない」該非判定を求められる貨物があります。それは「恐れの強い貨物例」とよばれています。これらの貨物を輸出申告する場合には、正しい輸出規制該非判定書が特に求められます。自分の製品がこれらの貨物に当たらないか、先ずチェック。

前頁で「そうでもない」と述べたのは「おそれのつよい 40 種かどうかを詳細に判定する こと」の必要性をこの方は説いているからです。

もちろんこれはおかしな議論でして、問題点を2つほど挙げますと

第一に「1. リン酸トリブチル (TBP) や 2. 炭素繊維・ガラス繊維 であるか否か」を知るために「詳細判定」が必要とはいえない (文系でも十分わかる) のではないか。

第二には「19. 大型の真空ポンプ」について「大型か小型か」の客観的境界線など最初からあるわけがありません。(CISTEC でもそう言っていました)

それをこの方は「私たちなら"そういう詳細判定"ができます」と強調しているわけです。 がんばるポイントが該非判定ではなく取引審査だということがわかっていないのです。

キャッチオールの焦点といえば(該非判定ではなくて)取引審査ですが「まかせなさい」 氏はここでも面白いことをおっしゃっています。

【例 7 】

2001.9.11 の米国ニューヨークという象徴的な場所で発生した世界同時多発テロ、そして 更に、アフガン戦争、イラク戦争と安全保障を取り巻く環境は益々厳しくなり、それに対 応する法規の内容は、不拡散型輸出規制から更にキャッチオール規制(注 2)へと、格段に厳 しく、難しく、複雑な内容に変わっている。輸出貨物の技術仕様や仕向け国のチェックだ けでは不十分で、使用目的、最終顧客先(エンドユースと呼ばれている)、懸念顧客リスト (注 3)のチェックと要求内容はどんどん増えている。

(中略)

(注2)

キャッチオール規制:米国及びEU諸国において最初に取り入れられた輸出規制で、規制リストのレベルのものでなくとも、安全保障の観点から懸念があれば、全ての輸出を規制の対象とするという厳しい内容。我が国は1996年10月より部分導入を開始し、本格導入は漸く2002年4月になってからであった。

(注3)

懸念顧客リスト:米国商務省より公表される、輸出管理規則に違反した企業・個人のリスト (Denied Person List: DPL) が代表的である。どういうチェック・ポイントを定めるかは、業種業態によって違う。

もちろんキャッチオール規制において「懸念顧客リストの代表例が米国商務省の DPL」ということはありません。(DPL は「兵器の開発等をやりかねない問題児」のリストではないのです。御存知の通り、これは「米国規制に違反した問題児」リストです。)それに DPLにはホワイト国の企業も載っています。

ここから読み取れるのは、この方が**キャッチオール規制をからっきしわかっていない**ということです。世の中には色々なミスがあるものですが、「キャッチオール規制の該非判定」は一発免停ものの失態だと私は思います。

4. 取引審査はどこに行った?

「キャッチオール規制対応の核は該非判定」でなく、取引審査であることはみなさん先刻 御承知の通りです。前節ではその点をくすぐってみたわけですが、しからば取引審査につい て「まかせなさい」氏はどう述べているか?

リスト規制以外での氏の発言は多くありませんが、いくつか見つかったので引用してみます。

【例8】北朝鮮の無人偵察機(武器)に日本製部品を転用

北朝鮮の無人偵察機には、日本製のカメラが搭載されていたとメディアは報じている。 北朝鮮の武器には、日本製の部品、部分品がいっぱい搭載されている。また、原発にも 日本製機材が沢山設置されていることが、核の立ち入り調査で明らかになるはずだ。

本件で無人機に搭載されていたカメラについて、戦略国際問題研究所は一般消費者向け 一眼レフだったと伝えています。

(https://www.cogitasia.com/north-koreas-state-of-the-art-unmanned-aerial-vehicle/) このモデルは量販店で簡単に入手でき、またメーカーのホームページによるとリスト規制非該当でもあります。つまりはキャッチオール規制マターであり、該非判定を頑張ればどうにかなるものではない、ということです。

安全保障貿易学会(2016年9月)での古川勝久氏の御報告によると、押収された北朝鮮の装備には沢山の外国部品が使われているが、そのほとんどはローテク品だったそうです。 我が国から北朝鮮への輸出は禁じられていますから、彼らの入手経路は第三国経由ということになります。従って第三国(特に近隣諸国)向け輸出の取引審査こそが本命だといってよいでしょう。

では取引審査でそこをどうがんばるというのか?

【例 9 】

世界の市場から北朝鮮は、韓国経由で無人機の組み立てに必須となる各種部品を入手しているようだ。韓国は、一応ホワイト国にみなされているため韓国向けの輸出に対しては、ほとんどの輸出管理規制が甘いことになつているため、北朝鮮向けの禁制品はみな、規制の甘い韓国経由のルートを通って輸出されていることが想定される。

韓国向けの輸出は、要注意!

(「安全保障輸出管理」より)

「要注意!」ねえ。ポイントは「注意するかしないか」、つまりは精神力勝負ということですか。何かもう少しコツというかテクニカルなお話はないかと探したら、中国向けで次のような記事が出てきました。

【例10】

ライフサイエンスにおけるテクノロジーは発展が著しい。軍事利用と平和利用を区別することは、基本的には不可能である。 しかし、我々はそれを明確に識別することを求められている。そのためには、この技術分野で民生製品事業の経験を積んだ専門家による該非判定が能力が非常に役に立つことになる。 たとえ、純粋技術的には識別不可能な貨物であっても、それがどのような製品分野においてどのように使われているかを熟知している者は、用途要件、需要要件の審査により、その輸出案件が偽装であるのか否かを見抜くことが出来るからである。

(「生物化学兵器の最大生産国は中国」より)

契約品の使い方に詳しいことによって偽装的用途情報を見抜く、というお話です。もう少し具体的に言うと例10は、中国のワクチンメーカーが「自分たちがワクチンメーカーでないと思わせるような偽装」を図っても、「まかせなさい」氏はその分野に精通しているので見破れる、と主張しているわけです。

仮にそれができるのなら、まあちょっとした能力ちいえるかもしれませんが、**そんなことより先に求められるのは現地の土地鑑じゃないでしょうか?** 現地にはどんなワクチンメーカーがあるのか、今回のユーザーは何屋なのか。取引審査に当たってまず求められるのは、そういった現地事情に関する知識と関心の方ではありませんか?

刑事事件の捜査にたとえるなら、氏は「凶器に詳しい鑑識家」という役回り。それが現場の地勢や人間関係を知らなくても安楽椅子探偵の如く事件を解決できる(「九マイルは遠すぎる」のウェルト教授ですね)、とおっしゃっているのです。凄いものですね。(もっとも私は、そもそもワクチンメーカーが自らを「ワクチンメーカーでないぞと偽装する」可能性を云々するという問題設定・発想法こそ「凄い」と思いますが)

中国事情に関する氏の不勉強と頓珍漢ぶりについては、先般本欄 (「生物化学兵器の最大 生産国は中国!」) で詳述したので、興味ある方は併せてご覧ください。

重ねて申しますが、技術的知見が豊富なことは、取引審査においても大きなアドバンテージです。しかし現地にどんなユーザーがいるのか、その活動内容はどうなのか、といったいわば文系的関心もまた重要です。そしてそこから妥当な審査の推論を行うには、それ相応の能力も必要です。

氏はそこに興味がないのでしょう。それゆえもっぱら該非判定の能力・重要性を強調しているのだと思います。

5. リスク管理をわかっているのか?

【例11】

「企業の社会的責任」のあり方が色々と議論されています。広く社会に受け容れられる存在であるためには、経営の透明性や**法令順守(コンプライアンス経営)**が重要視されているのはよくわかります。 (コンプライアンスの原点より)

【例12】

サブラヒ・テクノロジスツ (株) は、日本から世界に向けて発信される全ての技術的成果物 (貨物の輸出及び役務の提供)「に係わる法令遵守即ちコンプライアンス経営を中立の立場で支援する第三者技術監査法人です。

(「コンプライアンス経営は輸出管理から!より)

「法令遵守(法令コンプライアンス) = コンプライアンス経営」という図式が繰り返されています。

また次の例では「コンプライアンス経営の欠如⇒外為法違反」だから「そんな経営でいいのか?」と迫っています。もちろん誰に聞いても「コンプライアンス経営の欠如による外為違反」をヨシとするわけはありません。しかし「外為法違反を防ぐことがコンプライアンス経営だ」というものでもないことをこの方はわかっているのでしょうか?

【例13】

いま、日本の理工系大学は非常に厳しい状況に立たされていることをどの程度真剣に 自覚しているだろうか?

外為法の大幅改正がなされて早や 4 年、その間に長年のつけを後送りにして今日に 至っている。 いまだ、それが 何を意味するのかを自覚出来ている責任者はわずか である。

大学のこの問題の**コンプライアンス経営**は、経済産業省管轄の中小企業向け相談窓口 レベルで片づけるような話ではないのです。

これから次々と7年の時効を待たずに多くの不祥事案件(外為法違反)が表に出てくるわけですが、大学当局はどのように自らの立場を社会に説明するのでしょうか。

(「大学の役務取引コンプライアンス・リスクマネジメントは待ったなし」より)

いまどきコンプライアンス経営の焦点に外為法違反を持ってくるとは時代遅れも甚だしいと思いませんか? **法令遵守は組織にとって最低限の要求事項にすぎない**のですから。 つまり「法令コンプライアンス」は「コンプライアンス経営の一部分」にすぎないのに、ということです。

では何が抜けているのか? **組織の看板への配慮、すなわちレピュテーションリスクの意識**です。たとえ法令に違反していなくても、世間から「あんなところへ売っちゃって」といった非難が飛んでくることは少なくありません。たとえば輸出先がキャッチオール規制の対象外である英米仏あたりであっても、相手が軍や兵器筋であれば「死の商人」呼ばわりされる目はあり、これすなわちレピュテーションリスクというわけです。

ところがこの方やお仲間の人たちが Web サイトに書かれたものをいくら読んでも、レピュテーションリスクのことは出てこない。聞かれたらこの方たちも「いや意識はしているよ」

と答えるかもしれませんが、それとどうつきあうかの指針は見えてこないのですね。

ではなぜレピュテーションリスクの重要性を強調するか、なぜ「一応わかってはいるさ」 では不十分で「明示的に意識することが必要」なのか、を考えてみましょう。

2006年に問題化した湯沸かし器不正改造事件を思い起こして下さい。あのときメーカーは製品の欠陥ではないと判断して「事故原因は製造者に非ず、修理業者なり」と表明したため袋叩きに遭ったのでした。国廣正弁護士はこのようなケースについて、「法律的に正しい答え」であっても「正しい危機管理」ではない、と批判しています。(『それでも企業不祥事が起こる理由』)

まあ、たとえ(不正改造の)手を下したのが外部の業者であろうとも、黙って見過ごしていたことを世間が許す筈はありませんから、「常識はたらかせて善処しろよ」と言いたくもなりますが、当事者にはそれができなかったのですね。しかしもし世間の目(レピュテーションリスク)を独立したファクターとして明示的に扱っていれば、それを「法律的に正しい答え」に埋没させることもなく、経営判断を誤らずにすんだのではないかと思います。(しかも皮肉にも、その後同社は「修理業者の指導を怠った」かどで「法律上もアウト」になってしまったのです。)

「まかせなさい」氏がリスク問題をどうとらえているか、次の記述が示しています。

【例14】

そのポイントを一口で言うと、当事者能力を発揮できる技術者をリスク・マネジャー とした輸出管理システムの構築ということである。

(中略)

輸出管理を遂行する上で最も重要なことは、何が規制対象品目であるかを知ること、 そして輸出する貨物がこの規制内容に該当するか否かの該非判定業務である。

(「コンプライアンス経営は輸出管理から その3」より)

規制該当か否かの判断が最重要で、それをきちんと行うことがリスクマネジメントだと 言いたいようです。

該非判定が重要不可欠の要素であることは私も認めます。そのうえでこの方の認識の問題点を記しますと

- ① レピュテーションリスクはどうなった? (くどくてすみません)
- ② レピュテーションリスクは経営マターです。技術畑出身の経営陣が判断すること自体は当然 OK ですが、それは「技術者として当事者能力を発揮する」のとは違います。
- ③ そもそも規制該当品を政府の許可/承認なしで輸出するのは「100%アウト」です。 従ってそれはもはや「リスクの問題」ではありません。ところがこの方は、「それを 防ぐのがリスクマネージャー」とおっしゃっている。本来、リスクをとるか回避す るかもリスクマネージャーの重要な仕事のはずですが、そういうイメージはお持ち でないようです。

まあキャッチオール規制がわからない人にリスク管理を理解せよ、といっても所詮無理 なのかもしれませんが。

6.「博識ぶり」を検証する

輸出管理の本題とは別に、談論風発、多彩な話題を展開するのも「まかせなさい」氏の持 ち味ですが、はたしてその中身はどうでしょうか?

【例15】

外為法による「役務取引 (えきむとりひき)」の規制とは

国家間での自由な通商貿易が活発に行われている状態が、両国にとって非常に好ましいことであるということは先進諸国間の関係においてきわめて当然のことであると合意されている。しかしそれは全くの理想論であって、現実の国際関係というのは非常に難しい。この原則が適用できないそれぞれの国家、地域の特別な事情があらゆる国家間の通商取引の場面において常に存在する。

(中略)

特に先進技術分野の国家間役務取引は、それぞれの国の国益が厳しくぶつかり合っているため、いかなる国においても国際間の通商取引には非常に厳しいそれぞれの国の法規制が敷かれている。外為法の「役務取引」の規制というのは、まさに「モノ作り王国ニッポン」の (A) **わが国の国益を守るための基本法**である。

(中略)

(B) <u>米国国土安全保障省(DHS)の</u> US-VISIT プログラムに登録された時から、その人の全ての行動が個人 ID により四六時中追跡されることになる。例えば、とりわけ注意を払わなければならないものは、IT システムと連携する全ての行動である。 IT のコンピュータソフトウエアに係る規制内容の正しい認識から始めるのがよいであろう。全ての戦略的なソフトウエアには(C) <u>著作権</u>が存在し、そのソフトウエアを提供する場合には、双方が役務取引の契約書にサイン(合意) をすることが義務づけられている(キャッシュカードの利用契約と同じ)。

ソフトウエア、ソフトウエアを組み込んだ機器、その記録媒体、その設計図等全ての提供 について、**外為法に基づく「役務取引の該非判定書」 を携えることが必要だ。** (中略)

(D) <u>今回の法令改正により、たとえその伝達の現場が中国や ODA 対象等の海外であったとしても、</u>外為法違反の事実が発覚すれば日本人は日本の国内法の処罰の対象となるということが明記されている。

外為法 25 条 1 項~4 項の役務取引規制の「目的」は安全保障です。「国益」(下線部 A)ではなく、著作権(下線部 C)も規制趣旨には含まれていません。該非判定をいくらやっても著作権の保護には直結しないのです。我が国の役務規制リストには著作権保護的な要素がないのですから。

それにしても下線部 B から始まる段落は何を言いたいのでしょう? 「意図不明の談論 風発」が多いのもこの方の持ち味と感じます。

毎度おなじみの「該非判定書が必要だ」に持ち込むための前段かと思われますが、話の筋が全然つながっていません。

それから下線部 D。「今回(2009年)改正により、伝達の現場が中国や ODA 対象等の海外であったとしても規制対象」というのは誤り。「中国や ODA 対象の外国組織への提供」は、情報伝達の現場が海外・国内いずれであってもその前から規制対象でした。読者のみなさんには釈迦に説法でしょうが、2009年改正のポイントは「伝達の現場が海外の場合には、たとえ相手が我が国居住者であっても規制対象」ということです。

【例16】

化学品の安全保障輸出管理とは

「ケミカル材料等の安全保障輸出管理を如何になすべきか?」 これはなかなか難しい問題であり、組織の輸出管理担当責任者が最も頭を痛めている課題です。

「研究開発現場では、日常的にケミカル材料等が行き来しているがその管理は大丈夫か?」 空港でも最も厳しい規制が安全保障対応で日々実施されているのはご存じの通りです。国際宅配便でも多くの懸念品目が何のコントロールもなしに行き来している現実を見ている 識者は、この問題を見て見ぬふりをしていませんか?

「リスト規制品、試験サンプルや新規開発化学物質等と日常品と言われるものを当局にどのように識別してもらうのか?」、それはまさにその発信元であるメーカー、大学等研究機関、商社等の管理体制がいかにきちんとなされているかにかかっています。 この品質保証こそが、その組織の社会的信頼性を担保する唯一の物差しであることが国際的な常識となることを認識して下さい。

欧州は、この問題にもっとも真剣に早くから取り組んできました。そしてもうご存じでしょうが、その最後通告が国際社会にむけて発信されています。(下記の通り)

" 30 November 2010: Last call for companies to register chemicals"

The Commission reminds companies that they must register the most widely used or most dangerous chemicals by the deadline of 30 November this year, less than 12 weeks from now. Registration is one of the milestones of REACH, the EU Regulation on chemicals and their safe use Companies are also reminded that they must notify the Classification and Labelling of their chemicals to European Chemicals Agency (ECHA) by 3 January next year.

「初めて聞いた、驚いた! 事実とすれば大変だ。 早速調べて善処する」等ということにならないよう。

「コンプライアンス経営は、先手必勝である」、これはずっと昔から経験的に分かっている 真理です。

日本技術士会 登録活動グループ、「CP&RM センター」は、あらゆる化学品材料、素材の 安全保障輸出管理に係る専門家(技術士)を組織して、未だその体制が整っていないグル ープの「コンプライアンス経営」を支援する プロ集団です。

正直言って、私も「初めて聞いた、驚いた!」の口でした。というより、氏が何を言って

いるのかが理解できなかったのです。知ったかぶりは厭なので白状しますが、私は後追いで ザッと調べてみてもやっぱりよくわかりませんでした。

一応私の思考過程を記しておきます;

- i) この例に登場する英文は欧州 REACH 制度への化学物質登録の要請らしい。
- ii) 登録されると、様々な人がその登録情報を利用できる。たとえば SDS (安全データシート) の形で。
- iii) ベルギー某社のフッ化カリウムの SDS を見たら

SECTION 15: REGULATORY INFORMATION

15.1. Safety, health and environmental regulations/legislation specific for the substance or mixture

International Inventories		X = listed	l								
Component	EINECS	ELINCS	NLP	TSCA	DSL	NDSL	PICCS	ENCS	IEC\$C	AICS	KECL
Potassium fluoride	232-151-5	-		X	X	-	X	X	X	X	X

National Regulations

Component	Germany - Water Classification (VwVwS)	Germany - TA-Luft Class			
Potassium fluoride	WGK 1				
Component	France - INRS (Tables of occupational diseases)				
Potassium fluoride	Tableaux des maladies professionnelles (TMP) - RG 32				

Take note of Control of Substances Hazardous to Health Regulations (COSHH) 2002 and 2005 Amendment.

Take note of Dir 94/33/EC on the protection of young people at work

Take note of Directive 98/24/EC on the protection of the health and safety of workers from the risks related to chemical agents at work

15.2. Chemical safety assessment

 $\label{lem:conducted} A \ Chemical \ Safety \ Assessment/Report \ (CSA/CSR) \ has been \ conducted \ by \ the \ manufacturer/importer$

という次第で安全保障輸出管理関係の記述は見つかりませんでした。

- iv) 逆に日本の某社の SDS を見るとそれなりに書いてあったりします。
 - ①輸出許可品目、別表第1-3-1

「軍用の化学製剤の原料となる物質(含有量が30%以上のもの)」

②キャッチオール規制 別表第1の16項

第 28 類 無機化学品

なお上記①は濃度 30%超(「以上」は誤記か)の場合の、②は 30%以下の場合の記述。よって 3項(1)と 16項のダブル該当という意味ではありません。

v)要するにREACH登録は必ずしも輸出管理に役立ってはいないように思われます。

「まかせなさい」氏のいう「輸出管理担当責任者が最も頭を痛めている課題」の解 決にはあまり貢献していないのですね。

では前段で氏が色々書いていたのは何だったのか? 「とりあえず博識ぶりをひけらかした (でもその情報を自分では理解していなかった)」ということではないでしょうか?

【例17】

<u>コンプライアンス経営は輸出管理から!</u> (我国での「コンプライアンス」の出発点) 先ず、経済産業省のCP登録企業を目指そう。

(2008.1.4現在、僅かに523社しかありません)

「君たちは御存知ないかもしれないが、教えてあげよう。これが現実だよ」という口吻ですが、バカ言っちゃいけません。経産省資料によれば 2008 年の登録数は 1,462 社。2003 年7月時点でも約 900 社と安検室が述べています。

「523 社」というのはどこから出てきた数字なのでしょう?(経産省が WEB サイトに公開した届出企業リストを元に頑張って数えた結果か) だとすれば御苦労なことです。そんなことしなくても<適格説明会>に行けば講義で教えてくれたのに。

該非判定が大好きな「まかせなさい」氏、判定書についてはこんなことを書いています。

【例18】

中村サブラヒ・テクノロジスト事務所、(株) サブラヒテクノロジスツ (http://www.saburai.com)では、それぞれの専門技術分野の技術士(文部科学大臣認定)が輸出通関申告で輸出者に義務つけられている「該非判定書」の作成を支援致しております。

(「中古機械輸出、通関での該非判定は」より)

もちろん通関時に判定書を義務付ける制度などありません。まがりなりにも通関士試験 合格者である私が言うのですから、信じていただいて結構です。

【例19】

「該非判定書」が社会的な効力を発揮するための三要件

- 1. 技術の専門家による設計仕様、性能の鑑定
- 2. 我が国の外為法に基づく安全保障輸出管理関連法規の等の正しい理解
- 3. 判定結果に対する公的責任者(取締役)の署名、押印(通常は、機器 メーカーの輸出管理最高責任者(取締役))

この三要素が全て満足されないと**正式の該非判定書(税関申告添付書類)には**なり得ません。

(「技術士による輸出管理コンプライアンスサポート」より)

そもそも「税関申告時に添付する正式の該非判定書」などというものは制度化されておりませんから、瞬時に上記は全体として意味のない記述だとわかります。申告時に判定資料を要求されることはありますが、そのための書式要件が定められているわけでもありません。それから「要件3」。少なくとも私が在籍していたメーカーは、判定書に取締役印を押さない方式でした(私自身もそのやり方で毎年千本以上判定書を書いていました)が、一度もクレームを受けたことがありません。また日本を代表するパソコンメーカー各社の判定書を何通も貰いましたが「メーカー取締役押印」は見たことはありません。(多分、氏はパソ

7. ユーモアとして味わおう

ここまでお読みになってみなさんは「ひでえ話だ」と立腹されましたか? もしそうであれば、谷川俊太郎の「うその中にうそをさがすな」という警句を思い起こして下さい。

敢えて断言します。「まかせなさい」氏に悪気などみじんもありません。もし悪気があって人をだまそうというのであれば、もう少し「まぎらわしい記述」をしていた筈だからです。ところが実際はどうでしょう? 「キャッチオールの該非判定」だの「正式の該非判定書は必ず取締役印が押してある」だのと、誰が見てもわかる。まさに**冗談オーラを発散してい**

丸谷才一が『武功夜話』について「内容の真偽に目くじら立てるな。むしろたのしいホラ話として味わうべし」と書いたのを思い出しました。「まかせなさい」氏についても、細部にこだわって悩む読者は、むしろ氏の術中にはまったと言えるかもしれません。ここはミュンヒハウゼン男爵の活躍譚を読むような気持で味わうのがよいのではないかと思います。その精神でもう少し読んでみましょう。

【例20】

るではありませんか。

なかでも「技術士」は文部科学大臣公認の資格で、それぞれの専門分野において、最 も高い倫理観と専門技術力を備えていることが保証されている貴重な人たちだ。

(「安全保障輸出管理は技術士の手で」より)

サラッと「自分は貴重な人」と書くところが、まずもってたのしいじゃありませんか。

「倫理観」云々について注釈しておきます。実際に文部科学省の審議会答申には、技術士 試験について、「高い職業倫理を備え、十分な知識や経験を有し、自律して技術業務を行え る水準に達した者の能力を認定」するためのものという記述があります。合格者にはそのよ うな評価と期待がかけられていることは確かでしょう。また技術士会が倫理綱領を定めて、 所属メンバーのレベル維持に努めていることも事実です。

しかし見方を変えると、それは倫理レベルの維持は不断の努力を要するということでもあります。私たちはある特定の時点でハイレベルであったからといって、それにいつまでもあぐらをかいていてはいけないのです。

たとえば弁護士。司法試験には法曹倫理の出題もあり、合格者はそれをクリアしているはずですが、日弁連は更に職務基本規程を定めてメンバーの倫理の維持向上を図っています。お医者さんの世界でも、国家試験で倫理問題が出題され、免許取得後は医師会での倫理指導がなされています。そこまでしてなおかつ「悪徳弁護士」とか「悪徳医師」と呼ばれるキャラクターが(少なくとも物語の世界には)存在するということが、ことの大変さを示しているのではないでしょうか?(「悪徳技術士」なるキャラクターが物語に登場しないのは、その業界が「高潔な人ばかり」だからなのか、それともそもそも「技術士という存在が知られていない」からなのか? それは私にはわかりかねますが)

さきにも書いたように、資格取得(倫理レベルの認定)は一瞬、レベルの維持は一生の努

力。長い職業生活にわたってレベルを「保証してくれる」人など存在しないのも自明のこと わりです。例17はそれを承知でわざと書いたものなのでしょうね。

最後にもう一例。「まかせなさい」氏はメーカー時代の肩書を「主任分析官」と書いています。(http://sensinjuku.blogdehp.ne.jp/article/15039583.html)「民間企業で主任分析官」とは珍しいですね。在籍していたメーカーは、よほどシャレがわかる会社なのでしょう。私たちもこの会社を見習って、ユーモアを解するようになりたいものです。

とはいえ、この方(とお仲間)が教育研修に力を入れるというのは、ちょっとブラックすぎる冗談と感じました。この方たちが御自身のクローンを増やし、皆で声をそろえて「キャッチオール規制の該非判定」と(田んぼの蛙のように)合唱する光景は、私にとって悪夢といってよいからです。

(2017.8.30)

<参考1>

「コンプライアンス経営は輸出管理から」その3

リスクマネージメントとして見た輸出管理

中村サブラヒ・テクノロジスト事務所

所長 技術士 (化学部門) 中村博昭

3. これからの輸出管理コンプライアンスに対応するための日本企業への提案

例 7

2001.9.11の米国ニューヨークという象徴的な場所で発生した世界同 時多発テロ、そして更に、アフガン戦争、イラク戦争と安全保障を取り巻く環 境は益々厳しくなり、 それに対応する法規の内容は、不拡散型輸出規制から更 にキャッチオール規制(注2)へと、格段に厳しく、難しく、複雑な内容に変わっ ている。 輸出貨物の技術仕様や仕向け国のチェックだけでは不十分で、使用目 的、最終顧客先(エンドユースと呼ばれている)、懸念顧客リスト(注3)の チェックと要求内容はどんどん増えている。 「輸出管理は結果責任である」と よく言われるが、果たして日本の社会ではそれを口で約束するほど簡単ではな

私たちの会社でも、ココム違反ショック以来ずっと、より確かで自らが納得で

例 14

きる輸出管理を模索してきた。 そのポイントを一口で言うと、当事者能力を発 -揮できる技術者をリスク・マネジャーとした輸出管理システムの構築というこ とである。 経済産業省の指針では、各企業の輸出管理最高責任者は代表取締役 またはそれに準ずる肩書きの者がなることを求めているが、企業側の視点から すればこれだけでは本質的な必要条件を満たしていないのは先に述べた違反事 例からも明らかである。 私たちは専門性の高いマネージメントとそのプロ フェッショナリズムこそが重要なポイントと考えている。 皆さんは安全保障輸 出管理の規制品目が実際何であるかご承知であろうか。 ここに示したのは、規 制品目の区分と代表的な関連製品の一部のみであるが、実際の具体的な該当品 目は、輸出貿易管理令別表第一と外国為替令別表において詳細な仕様が規定さ れている。 輸出管理を遂行する上で最も重要なことは、何が規制対象品目であ るかを知ること、そして輸出する貨物がこの規制内容に該当するか否かの該非 判定業務である。 この該非判定がいい加減であっては、輸出規制の基本的根拠 があやふやになって、その後に続く全ての輸出管理業務があいまいなものにな る。 該当になるか、非該当になるかでその後の輸出手続が全く異なるからであ る。しかし、この重要な該非判定業務は、誰にでもできるというものではな い。個々の品目ごとにその道の専門知識を持った一流技術者、機材の設計・開 発経験者が保有する「知」が必要である。 そしてカバーすべき領域は核関連、 化学・生物兵器関連、ミサイル関連の大量破壊兵器関連以外にも先端材料、工 作機械、エレクトロニクス、コンピューター、通信、センサー・レーザーとい うように我が国の経済を支えるあらゆる産業分野に広がっている。

どこの企業においても技術者は非常に貴重な事業資産であり無限にあるわけで はないので、新しい製品開発や製造・品質管理の現場に少しでも多く配分した いと考えるのは当然である。 輸出管理をいくらしっかり間違いなく行ったから といってそれが直接売り上げや利益の増大につながるものではない。 そんな考 えから、多くの日本企業において輸出管理担当は、専門知識とは無縁の総務や 事務系の場違いの人が当たったり、管理職の人の担当兼務等でお茶を濁してき た傾向が強い。 それでは見よう見まねの形を整えるのが精々で、本当の輸出管 理マネジメントはとてもできない。 輸出管理上最も重要な輸出規制の該非判定 がいい加減であれば、たとえ取締役を最高責任者とするCPを定めてとしても それが形骸化するのは当然の帰着である。

<参考1> (その2)

私たちの社風では、いずれの事業部門も技術者のステータスが非常に高い。経営のトップが創業以来常に技術革新を経営方針に掲げ、「品質第一主義」のモノ作りを貫いてきた歴史がある。従って、技術立社を支えてきた技術者への信頼は社内でも非常に高かったのである。従って、本当に輸出管理を大事にする経営方針を実践するためには、その主役もまた研究開発、設計、製造、品質管理を担当する技術者で行うのが本筋である。無論そのような技術者層の本業は輸出管理ではないが、自分たちの手塩にかけた新製品を世界の市場に出していくためには輸出規制の該非判定が不可避であること、新規開発製品の社内タイプ決定の条件に輸出規制の該非判定書が不可欠な書類であるという思想を定着させる活動を私たちはずっと推進してきた。開発者あるいは設計者が輸出規制の該非判定を担当するメリットは、

- (1)技術の専門家であるから機材の構成、仕様、性能を熟知している。
- (2)新製品が生まれる前の構想、設計段階より予め将来適用される法規制内容を 意識した開発ができる。
- (3)商品の生みの親として、その判定結果に対して関係者の信頼が厚い。 ということである。

輸出管理の主役は誰か。個々の企業にはそれぞれの企業文化というものがあると思うが、ハイテク機器を扱うモノ作り日本産業の共通項は、やはり高い専門力を有する技術者であると考えられる。 そして、世界の安全保障を目的とする輸出管理法令の対象が、彼らの専門分野である先端技術の集合体であることからも、喫緊の課題である安全保障の場面でも、もう一肌脱いでもらうことがとても重要なことであると考えるのである。 ぜひ、各企業の輸出管理最高責任者の方々には、自らが技術屋であるか否かは別として、輸出管理実践担当の人選とその育成においては、この観点での御英断を期待致したい。

又、豊富な技術系人材を抱える大手企業にあっては、自社の中での人選とその 育成が可能であるが、それほどの余裕がない大多数の中小企業や、技術者のほ とんどいない商社などは輸出管理の問題をどのように処理したら良いだろう か。 いま、経済産業省に作成した自社のCPを登録している企業はまだ329 社に過ぎず、大部分の日本企業は自らの輸出管理内容を公表できずにいる。 こ れは、輸出管理専門家が社内にいないために、自らの企業姿勢を公明正大に公 表したいにもかかわらずできない状態にあると推察している。

今、日本社会の中で、安全保障輸出管理にかかわる技術力をすぐに発揮できる 集団に、文部科学省(科学技術庁)認可の事業組合である技術士協同組合があ る。技術士協同組合を構成する組合員は、技術士法に基づく職業倫理(公共奉 仕)を遵守する技術士で、全員が一角の実務経験を有することが保証されてお り、かつ自由な立場で技術に関する各種の事業(法律の制限あるもの以外)を 行なうことができる。我が国の公共的な課題である安全保障輸出管理の分野で 活用するには願ったり適ったりの集団であると考える。もし、人材がいないた めに輸出管理ができないという企業には、このような道筋等を積極的に活用さ れることをお薦めしたい。

<参考1> (その3)

法の網をくぐって違法輸出を行う人たちは、皆その道の専門家であり例外なく高度な技術知識を有している。このような相手に対抗するためには、安全を管理する企業の側も同等以上の専門力を保有していないといとも簡単にあしらわれてしまうだろう。世界平和と技術立国を標榜する日本の底力で、輸出管理の分野でも「Japan as No.1」を世界に発信していきたいものである。安全保障に対する世界的な不安が増大している中で、個々の企業が漏れの無い輸出管理を実行してその成果を定着させれば、日本という平和を目指す国家の評価が自然と高まり、産業・経済の活力にもつながっていくと確信するものである。万人に利く薬がないのと同じ様に、以上述べた内容が無論、輸出管理の唯一の方策というわけではない。各企業によって、それぞれが、それぞれに合ったやり方を探っていただければ良いと思う。いずれにしても大事なポイントは、全社が一体となったプロフェッショナリズムを存分に発揮し、企業風土に合った主体性を築き上げて取り組んで行くということである。



(注2)

キャッチオール規制:米国及びEU諸国において最初に取り入れられた輸出規制で、規制リストのレベルのものでなくとも、安全保障の観点から懸念があれば、全ての輸出を規制の対象とするという厳しい内容。我が国は1996年10月より部分導入を開始し、本格導入は漸く2002年4月になってからであった。

(注3)

例 7

懸念顧客リスト:米国商務省より公表される、輸出管理規則に違反した企業・個人のリスト (Denied Person List:DPL) が代表的である。 どういうチェック・ポイントを定めるかは、業種業態によって違う。 <参考2>

「技術士」による輸出管理コンプライアンスサポート

コンプライアンス経営は輸出管理から!

「技術立国」という日本の国家戦略、その中心プレイヤーである製造業のコン プライアンス業務を技術分野の国家資格を有する「技術士」が支援します。 サブラヒ・テクノロジスツ(株)は、日本から世界に向けて発信される全ての 技術的成果物(貨物の輸出及び役務の提供)「に係わる法令遵守即ちコンプラ イアンス経営を中立の立場で支援する第三者技術監査法人です。

コンプライアンス経営は輸出管理から! (我国での「コンプライアンス」の出 発点)

先ず、経済産業省のCP登録企業を目指そう。

(2008.1.4現在、僅かに523社しかありません)

既にCP登録企業リストは経済産業省のホームページ上に公表されています。 未だ一般の人には殆どなじみがありませんが、実はこれがグローバル市場での 企業ブランド力の物差しとなります。

外資が新しく商取引、技術提携、投資先を選別する際に行なう顧客取引審査の 第一関門は、相手がCP登録企業であるか否かのお墨付きでしょう。

高機能、高品質でISOの認証を謳っても、輸出管理コンプライアンスが保証 されなければ、取引契約を結ぶことも躊躇されてしまうでしょう。

一般の人には全くなじみがありませんね。でも、実はこれが本物の優良、先進 企業リストでしょう。

外資が投資先を選ぶときに先ずチェックされるリストです。

上辺のブランド力や営業成績だけでは、私達の目指すCSRステータスとして 不満です!

Enjoy Compliance Style

国内で「私たちは、1部上場、ISOも取得しています」と威張っても、もっ と根幹にある安全保障の輸出管理コンプライアンスがお粗末な企業が何と多い ことでしょう。

世界市場に向けて正真正銘の「モノ作り国家」を標榜するためには、安全保障 のコンプライアンス体制の構築が三位一体、不可分であることをしっかりとご 認識頂きたいと思います。

高性能、高品質だけでは通用しない。ISOでもカバーできない輸出管理コン プライアンス!

サブラヒ・テクノロジスツ(株)は、皆さんが名実共にCSR経営のトップ企 業たるべく研究開発、製造や営業、ロジステックスの現場において、正に土台 の構築からの支援をする公正中立な第三者技術監査法人です。

で信頼に応えるで支援をさせていただきます。

皆さんの会社は何番目?

例 17

例 12

生産拠点の海外移転について

今、多くの製造業では経営上の窮地を脱するため、海外の生産拠点へ自社開発 した各種の生産設備、工程検査機器、品質管理システム等、「モノ作りニッポン」の七つ道具を輸出・提供する場面に遭遇しています。

即ち、自社開発した独自の生産技術、設備の移転に際し、輸出管理コンプライ アンスの問題に遭遇しています。

これらの行為は、「中核技術の海外移転」と分類され外為法・外為令の規制対象です。

経済産業大臣の許可を得ない提供は、外為法違反となる場合もあります。

商品を海外へ輸出するのと、自らの手による生産設備、技術を移転するのとは 全然別物と考えなければなりません。

私達は、自社の輸出管理最高責任者へ提出する、「輸出管理社内判定書」の作成をサポートいたしております。

(法務部の業務を技術の専門家が支援致します)

また、様々な事情により購入先のメーカーから入手が不可能な、「輸出管理非 該当証明書」の作成も受託いたします。

業務受託までの手順

- 1. 御社と(株) サブラヒ・テクノロジスツ(担当:文部科学大臣認定技術 士)との機密保持契約書の交換
- 2. 御社の担当開発者、技術者からの該非判定依頼書送付(電子メールまたはFAXにてお願いします)
- 3. 業務受託のお見積書を電子メールまたはFAXにて返信
- 4. 正式発注を電子メールにて御下命下さい。御下命後、(株)サブラヒ・ テクノロジスツより該非判定書の正本を郵送にて納品させていただきま す。

通常の場合、業務受託費用は1件当たり5,000~50,000円にてお受けしております。

支払いは、判定書に同封する請求書に記載した指定の銀行口座へ現金振込みで お願いします。

該非判定に当たっては、法令に照らして厳正に判断いたしますので貨物、技術 の詳細仕様が必要となります。

場合によっては、技術の専門家(国家資格を有する技術士)による現物確認を致しますので予めご承知下さい。

<参考2> (その3)

例 19

「該非判定書」が社会的な効力を発揮するための三要件

- 1. 技術の専門家による設計仕様、性能の鑑定
- 2. 我が国の外為法に基づく安全保障輸出管理関連法規の等の正しい理解
- 3. 判定結果に対する公的責任者(取締役)の署名、押印 (通常は、機器 メーカーの輸出管理最高責任者(取締役))

この三要素が全て満足されないと正式の該非判定書(税関申告添付書類)には なり得ません。

更に、該非判定業務の実務経験の豊富さは、内容の最終チェックにあたる税関 当局者にとって大きな安心材料で判定の信頼性を高めることになります。 輸出規制の内容、輸出規制の該非判定を本当に理解するためには、専門的な知 識を有する技術者の育成が必要です。

外為法、輸出貿易管理令、外為令の中で個々の製品、部品、各種先端材料、コ ンピューター、プログラムソフト、技術輸出(役務取引)などが、一体どう なっているのかを分からなければ本物のコンプライアンスはできません。 それぞれの分野の実務経験豊かな技術・法令の専門家が、我が国の法令遵守 (コンプライアンス) 企業風土改革の第一歩を率直に指南させて頂きます。 初回の打ち合わせは、担当の「技術士」本人が、御社輸出管理CPのご担当部門 を直接に訪問し、診断させて頂きます。

- ※往復の交通費・宿泊費(実費)はご負担いただきます。
- ※東京都内、隣接地域の方は「セミナー」をご利用下さい。

通常の技術支援業務は、インターネットを活用して皆様と情報のやりとりをし ていますが、Face to face の関係が望ましいことは明らかです。

私のコンサルティングの基本は常に現場力重視の姿勢です。

従って、新規コンサルティング契約に当っては、皆様とまず直接お会いしてか らスタートするというのが当社のやり方です。

私たちは、

「本物の輸出管理」、「チームワークのコンプライアンス」、「技術者、製品 開発、設計者が主役の輸出管理社内体制構築」を提唱し、実践してきました。 皆さんの会社でも、その経営規模を問わずにお薦めします。

公正で客観的な視点を持った外からの力が、社内のコンプライアンス徹底にお いては想像以上に効果的なインパクトとなります。

ところで皆さんは、輸出管理を勉強すると新しい商品開発戦略マップが見えて くるのをご存じですか。

輸出規制品目は、常に最先端技術の集合体です。

新商品開発を進めるためには、この規制をしっかり理解しないと前に進めませ h_{\circ}

その内容は、毎年国際会議で見直しされ、加盟各国合意の下にそれぞれの国で 法制化されます。

モノ作りニッポンを支えてきた優良企業(トヨタ、キヤノン、リコー、NEC,日 立、東芝、など)は、実は皆その仲間達なのです。

皆さんもぜひ、その仲間入りを目指してください。(ISOよりずっと面白いで す)

- ○税関も納得の輸出管理、輸出関連法規を遵守した、貨物・技術の該非判定の プロを育成。
- ○製品貨物の輸出通関申告用該非判定書類の作成法や迅速でかつ適切な通関業 務の進め方とそのコツを伝授。

2007年10月28日

中古のNC工作機械の該非判定はどうする



中古のNC工作機械を海外(タイ、ベトナム、台湾、中国など)へ輸出するビジネスが盛んだ。

上の写真は、最近の案件で、高性能で評価の高い牧野フライス製作所製のNCフライス盤の写真である。年式は古いが、まだまだ十分使える人気商品であるらしい。

さてこの中古機械の輸出通関に当たっては、安全保障輸出管理の法令沿った「非該当証明書」 の作成が不可欠だ。特にこの種の工作機械の場合は、単に「非該当」というだけでは不十分

でパラメータ・シートの提出が要求されている。

輸出令別表第1の第二項、「核兵器の開発または製造に用いられる工作機械」の該非判定

並びに同第六項、「数値制御を行なうことができる工作機械又はその部分品」

この両方に対する技術鑑定が必要である。

通常、機械メーカーは顧客に対してこれらの必要資料を提供する責務を負っている。しかし、 新規購入の顧客に対しては提供するが、中古品に対してまで支援することは極めて稀である。

<参考3> (その2)

当方では、それらの資料を専門の資格を持った技術士が鑑定し、通関に必要な「非該当証明書」の作成支援をしています。

安全保障輸出管理コンプライアンス、今までどこに相談に行ったらよいのか、その社会体制が 十分でありませんでしたが、サブラヒ・テクノロジスト事務所の支援サービスをご利用下さい。

技術鑑定に必要な資料:

- ① 機械メーカーの仕様書(性能が分かるもの)
- ② 貨物を特定する型番、製造NO. など
- ③ 顧客情報(輸出相手国、顧客名、最終用途など)

当方では、輸出通関申告に不可欠な該非判定、パラメータシートを上記の資料に基づき作成いたします。

例 1

<u>キャッチオール規制の該非判定をきっちり行うのが、「サブラヒ・テクノロジスト事務所」の基本</u> 方針です。

<参考4>

2005年09月19日

該非判定書が入手困難・・・。

例 2

我が国からの輸出貨物は、原則全ての貨物について輸出令の該非判定書が必要です(通称、 <u>キャッチオール規制と呼ばれています</u>)。しかし、時には特別な理由でその該非判定書の入手 先であるメーカーとの接触が困難なばあいもあるでしょう。(例えば、倒産とか事業再編で担当 部門がないなど)そのようなケースでお困りの場合は、中村サブラヒ・テクノロジスト事務所、 「輸出管理119番」へ電子メールまたはFAXにてお問い合わせ下さい。誠意を持って対応させ ていただきます。

経済産業省の輸出管理に関わるホームページでもQ&Aで、そのような案件の対応の仕方が記載されております。輸出管理Q&A

私たちは、日本政府公認の技術専門家である「技術士」として、日本の輸出管理体制が名実共にしっかり運営されていることを世界に明言出来るよう多少なりとも貢献できることに意義を感じております。

<参考5>

例 3

輸出管理コンプライアンスの救急車

緊急輸出管理!「キャッチオール規制」をご存知ですか?

日本からの輸出に当たって、税関で「御用!」とならないための「該非判定書」の作成を受託いたします。 平成 18年4月~平成19年末で1,000件以上出動致しました。 入院拒否は一切ありません。(すべての専門技術分野をカバーしています)

<参考6>

2005年09月17日

例 4

該非判定の必要な輸出貨物

我が国の輸出管理には「キャッチオール規制」が取り入れられていることになっている。しかし、ほとんどの輸出者(シッパー)はそのことが何を意味するのかを分かっていない。我が国の法律では、輸出者自身が輸出貨物の該非判定をすることを義務つけられており、ほとんど全ての輸出貨物がその規制対象である。該非判定をしなければ、通関が出来ないことになっていながらほとんどのシッパーがそれを知らない現実の矛盾を担当当局は、国民、世間に対してどう説明できるのか・・・。事件が起きた時だけ、なぜコンプライアンスができないのかと責めても日頃の教育、指導がなされなければいつまでたっても本物の社会システムとして身に付かない。「STGの輸出管理119番」は、そのような現実を少しでも改善したいという私達のボランティアです。

有料なんですけどね

(http://sensinjuku.blogdehp.ne.jp/article/13117507.html)

<参考7>

該非判定の必要な貨物例

例 5

ここに列挙した貨物は、いずれも大量破壊兵器等の開発に使われる恐れの強い 貨物例で輸出に当たっては詳細な判定が求められています。 (平成17年4月1日付け)

- 1. リン酸トリブチル (TBP)
- 2. 炭素繊維・ガラス繊維
- 3. チタン合金
- 4. マルエージング鋼
- 5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管
- 6. しごきスピニング加工機
- 7. 数值制御工作機械
- 8. アイソスタチックプレス
- 9. フィラメントワインディング装置
- 10. 周波数変換器

<参考7> (その2)

- 11. 質量分析計又はイオン源
- 12. 振動試験装置
- 13. 遠心力釣り合い試験機
- 14. 耐食性の圧力計、圧力センサー
- 15. 大型の非破壊検査装置
- 16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置
- 17. 圧又は電流変動の少ない直流の電源装置
- 18. 大型発電機
- 19. 大型の真空ポンプ
- 20. 耐放射線ロボット
- 21. TIG溶接器、電子ビーム溶接機
- 22. 放射線測定器
- 23. 微粉末を製造できる粉砕器
- 24. カールフィッシャー方式の水分測定装置
- 25. プリプレグ製造装置
- 26. 人造黑鉛
- 27. ジャイロスコープ
- 28. ロータリーエンコーダー
- 29. 大型トラック(トラクタ、トレーラー、ダンプを含む)
- 30. クレーン車
- 31. 密閉式の発酵槽
- 32. 遠心分離機
- 33. 凍結乾燥機
- 34. 耐食性の反応器
- 35. 耐食性のかくはん機
- 36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器
- 37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔
- 38. 耐食性の充てん用の機械
- 39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機(UAV) (娯楽若しくは スポーツ用に供する模型航空機を除く)
- 40. UAVに搭載するよう設計された噴霧器

<参考8>

2005年08月30日

「恐れの強い貨物例」

例 6

日本からの輸出に当たって、特に「正確な」、「漏れのない」該非判定を求められる貨物があります。それは「恐れの強い貨物例」とよばれています。これらの貨物を輸出申告する場合には、正しい輸出規制該非判定書が特に求められます。

自分の製品がこれらの貨物に当たらないか、先ずチェック。

例 8

2014年04月04日

北朝鮮の無人偵察機(武器)に日本製部品を転用



日本政府の武器禁輸の原則見直しが始まった。

しかし、我が国の安全保障輸出管理の体制の 甘さが、これからますます露呈されてくる 恐れが高まった。

北朝鮮の無人偵察機には、日本製のカメラが搭載されていたとメディアは報じている。

北朝鮮の武器には、日本製の部品、部分品がいっぱい搭載されている。また、原発にも

日本製機材が沢山設置されていることが、核の立ち入り調査で明らかになるはずだ。

かっての湾岸戦争の際も、国際社会より日本 政府に対してこの問題が指摘され、時の 外務大臣はしどろ、もどろになってしまった。 <参考10>

2015年02月27日

安全保障輸出管理



例 9

世界の市場から北朝鮮は、韓国経由で無人機の組み立てに必須となる各種部品を入手している ようだ。韓国は、一応ホワイト国にみなされているため韓国向けの輸出に対しては、ほとんどの輸 出管理規制が甘いことになつているため、北朝鮮向けの禁制品はみな、規制の甘い韓国経由の ルートを通って輸出されていることが想定される。

韓国向けの輸出は、要注意!

<参考11>

例 10

2010年06月19日

生物化学兵器の最大生産国は中国

サラミックフィルターの 基本的はシステム

プロスプローンステム

SCI 20 - Mars Sales Sale

生物兵器、化学兵器は、核兵器やミサイル関係と並んで大量破壊兵器安全保障輸出規制の双璧をなす厳しい管理対象である。国際レジームとしてはオーストラリア・グループが真剣に取り組んでいるところであるが、中国やロシアは大国でありながらその国際的な規制の枠組みへの参加を避けている。(査察を拒否)

中国にある生物兵器研究機関:

延安細菌学工場(陜西省 延安) エアロゾル型細菌爆弾など4種類)

大連生物製品工場(大連) 破傷風、コレラワクチン、狂犬病ウィルスなど

長春生物製品工場(長春) 種々の生物兵器材料の培養など

武漢生物製品工場(武漢)

重慶生物製品工場(重慶)

昆明生物製品工場(昆明)

北京生物製品工場、試験研究所その他瀋陽、上海、蘭州、広州など多数の施設がかって活動していた記録があり、それ等を閉鎖したという報告はなく、軍用、民生の両方に備えた世界最大の生物ワクチン生産国である。

しかし、中国当局は湾岸戦争以降、生物化学兵器をもう時代遅れのものという認識を深め、 攻撃的CBWの使用や開発は行わないとしている。

ライフサイエンスにおけるテクノロジーは発展が著しい。軍事利用と平和利用を区別することは、基本的には不可能である。しかし、我々はそれを明確に識別することを求められている。そのためには、この技術分野で民生製品事業の経験を積んだ専門家による該非判定が能力が非常に役に立つことになる。 たとえ、純粋技術的には識別不可能な貨物であっても、それがどのような製品分野においてどのように使われているかを熟知している者は、用途要件、需要要件の審査により、その輸出案件が偽装であるのか否かを見抜くことが出来るからである。

① クロスフロー型フィルター ② 発酵槽 ③ ガラスライニング容器 ④ 凍結乾燥機 ⑤ 遠心分離機 ⑥ 噴霧器 ⑦ 封じ込めに用いられる装置

2006年01月13日

コンプライアンスの原点

例 11

「企業の社会的責任」のあり方が色々と議論されています。広く社会に受け容れられる存在であるためには、経営の透明性や<u>法令順守(コンプライアンス経営)</u>が重要視されているのはよくわかります。

しかし、法令順守よりももっと前の問題がありますね。それを置き去りにして法令順守をいくら唱えても意味を成さず、結果はかえっておかしな方向に流れていってしまうと思いませんか。 「安全第一」とはよく言ったもので安全は全てに優先します。自分だけの安全ではなく、関係する全ての人たちの安全確保がポイントです。そのための行動が「リスクマネジメント」という活動です。私たちは、日本でこの分野の草分けの研究活動を開始したグループで、今でも毎年地道な活動を継続しております。(通算17年間)

今、日本を代表する松下電器産業が石油温風機の欠陥問題で必死の対応を迫られていることは新聞でもしばしば報道されているところです。当事者企業は、コンプライアンス経営の観点から様々な批判を受け有無を言わせぬ行動に走っていると思われます。大手新聞への大量な折り込み広告や、全国家庭や宿泊施設へのハガキ郵送までする異例の事態になっていますね。これらに必要な金額は、どれ程のものなのか一般庶民には想像もつかないものでしょう。

その原因は一体どこにあったのでしょうか。私には、ひたすら社会的メンツに拘り、お金に 糸目をつけてはおれない本音の部分だけが見え、最も重要な原点が少しも解決されない状況に なっていることが危惧されます。

ー体なぜ、十数億円も急遽投入しなければならない事態が発生してしまったのですか? 「たかが温風機」という言葉は適切ではありません。松下電器産業が日々全世界へ供給し続けているすべての製品に関わる重要な欠陥があり、それを沈静化するためにこのような対応を迫られているわけですが、それを解決する原理原則とは一体何ですか?

「リスクマネジメントの原理原則」

- 1)危険に関わる費用は、コストに折り込む
- 2)確認は確実に、念には念を入れる
- 3)すばやい対処は、事態の悪化をくいとめる
- 4) 硬直的な管理主義は、破滅を招く

今回の事件は、これらの全てに問題があったわけです。口で唱えるのと、黙って実行するのと いかに大きな違いがあるのかを実感して頂きたいと存じます。

2010年09月09

大学の役務取引コンプライアンス・リスクマネジメントは、待ったなし

例 13

大学の軍事研究.pdf

いま、日本の理工系大学は非常に厳しい状況に立たされていることをどの程度真剣に自覚してるだろうか?

外為法の大幅改正がなされて早や4年、その間に長年のつけを後送りにして今日に至っている。 いまだ、それが

何を意味するのかを自覚出来ている責任者はわずかである。

大学のこの問題のコンプライアンス経営は、経済産業省管轄の中小企業向け相談窓口レベル・ 片づけるような話ではないのです。

これから次々と7年の時効を待たずに多くの不祥事案件(外為法違反)が表に出てくるわけでが、大学当局はどの

ように自らの立場を社会に説明するのでしょうか。

「日本物理学会決議(1967年)違反」、「日本学術会議声明違反」が綿々と続いていることが今回の外為法大幅改正の背景にある「不都合な真実の本丸」であると私は確信します。

「はじめて聞いて驚いた!

事実とすれば大変だ、早速調べて善処する」

この記者会見答弁はもう通用するタイミングではないでしょう。 不都合な真実 は、いくら隠しても駄目なのです。

一刻も早く専門家による安全保障輸出管理コンプライアンス体制を構築して下さい。先ず形を作って、その実績を地道に積み重ねていくことが大きな社会的存在感になるのでしょう。

理工学系大学の安全保障輸出管理コンプライアンス/リスク・マネジメントの専門 組織が支援しています。

人材育成セミナーや教育カリキュラム等も用意してございます。

相談窓口: CP&RMセンター(大岡山事務所) http://www.cp-rm.jp/ 03-5731-2382 です。

(社)日本技術士会 登録活動グループです。

個々の大学とのコンサルティング契約は、(社)日本技術士会が契約致します。

私達専門技術コンサルタントは20名です。 全員がそれぞれ専門技術分野の技術士(文部科学 大臣認定国家資格者 注:経済産業大臣ではありません)です。

学術分野の国家資格者です。 個々の大学が行う役務取引契約や機材の輸出、留学生受け入れ技術指導等についての 安全保障貿易、リスクマネジメントを支援しています。

<参考14>

2009年06月28日

例 15

- 外為法による「役務取引(えきむとりひき)」の規制とは

国家間での自由な通商貿易が活発に行われている状態が、両国にとって非常に好ましいことで あるということは先進諸国間の関係においてきわめて当然のことであると合意されている。しかし それは全くの理想論であって、現実の国際関係というのは非常に難しい。この原則が適用できな いそれぞれの国家、地域の特別な事情があらゆる国家間の通商取引の場面において常に存在 する。

経済活動の中心であるアメリカへVISAを免除されて渡航できる国家は、アンドラ、オーストラリ ア、オーストリア、ベルギー、ブルネイ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイスランド、ア イルランド、イタリア、韓国、日本、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、モナコ、オランダ、ニュー ジーランド、ノルウェイ、ポルトガル、サンマリノ、シンガポール、スロベニア、スペイン、スウェーデ ン、スイス、英国、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、スロバキア、マルタだけで ある。(2008年12月30日現在) お隣の韓国ですら、つい一年前はその免除プログラムに入れな かったということは、私達にはあまり知られていない。 当然ながら中国やロシアなどは米国の基 準からすれば、はるか圏外にある。渡米に際して、ビザ免除渡航者は、電子渡航認証システム (ESTA)で認証され、米国入国地で確認される必要があり、米国国土安全保障省(DHS)のUS-VISITプログラムに登録されることになっている。

国家権力の支配体制が違えば、当然同盟国(ホワイト国)と同じ条件での通商取引等はあり得 ない。そもそも経済発展の格差が極めて大きくなっている現在の国際社会においては、地球環境 保全という課題一つを取り上げても、それぞれの利害が衝突し共通の合意を得ることが難しい。

特に先進技術分野の国家間役務取引は、それぞれの国の国益が厳しくぶつかり合っているた め、いかなる国においても国際間の通商取引には非常に厳しいそれぞれの国の法規制が敷か れている。

外為法の「役務取引」の規制というのは、まさに「モノ作り王国ニッポン」のわが国の国益を守るた めの基本法である。

中国とかロシア、東南アジア、インドなどいわゆるBRICS(経済発展が著しいブラジル (Brazil)、ロ シア (Russia)、インド (India)、中国 (China))経済の台頭は、この「役務取引」に係る法規制とその 背景をメンバ――人一人が正しく理解し、先見性を持って取り組む姿勢が整っていない企業は、 次の時代の存続は危ういものとなるであろう。

米国国土安全保障省(DHS)のUS-VISITプログラムに登録された時から、その人の全ての行動 が個人IDにより四六時中追跡されることになる。例えば、とりわけ注意を払わなければならないも のは、ITシステムと連携する全ての行動である。 ITのコンピュータソフトウエアに係る規制内容の 正しい認識から始めるのがよいであろう。全ての戦略的なソフトウエアには著作権が存在し、その ソフトウエアを提供する場合には、双方が役務取引の契約書にサイン(合意)をすることが義務づ けられている(キャッシュカードの利用契約と同じ)。

ソフトウエア、ソフトウエアを組み込んだ機器、その記録媒体、その設計図等全ての提供につい て、外為法に基づく「役務取引の該非判定書」を携えることが必要だ。 この規制は、いま急に始 まったものではなく実は既に数十年前からずっとあったのであるが、一般にはほとんど知らされて

はいなかった。 国際間の取引が急増し、規制の事実上の野放し状態が国家安全保障上重大な リスクにさらされる事例、違反事件、犯罪が顕在化してきた。今回の外為法の大幅改正、規制の 強化はそのようなSecurity Risk をカバーするという背景がある。 海外との役務取引に係る全

<参考14> (その2)

ての技術者(研究者、大学教授等も対象外ではない)は、自らの専門技術のあらゆるやり取りについて、正しい手続きによる「役務取引該非判定書」を所持しなければならない。 今回の法令改正により、たとえその伝達の現場が中国やODA対象等の海外であったとしても、外為法違反の事実が発覚すれば日本人は日本の国内法の処罰の対象となるということが明記されている。「役務取引の該非判定」については、STGの安全保障輸出管理コンサルティングにご相談ください。

コンプライアンス経営は、最強の企業戦略である。

<参考15>

2010年10月04日

例 16

化学品の安全保障輸出管理とは

「ケミカル材料等の安全保障輸出管理を如何になすべきか?」これはなかなか難しい問題であり、組織の輸出管理担当責任者が最も頭を痛めている課題です。

「研究開発現場では、日常的にケミカル材料等が行き来しているがその管理は大丈夫か?」 空港でも最も厳しい規制が安全保障対応で日々実施されているのはご存じの通りです。国際 宅配便でも多くの懸念品目が何のコントロールもなしに行き来している現実を見ている識者 は、この問題を見て見ぬふりをしていませんか?

「リスト規制品、試験サンプルや新規開発化学物質等と日常品と言われるものを当局にどのように識別してもらうのか?」、それはまさにその発信元であるメーカー、大学等研究機関、商社等の管理体制がいかにきちんとなされているかにかかっています。この品質保証こそが、その組織の社会的信頼性を担保する唯一の物差しであることが国際的な常識となることを認識して下さい。

欧州は、この問題にもっとも真剣に早くから取り組んできました。そしてもうご存じでしょうが、その最後通告が国際社会にむけて発信されています。(下記の通り)

"30 November 2010: Last call for companies to register chemicals"

The Commission reminds companies that they must register the most widely used or most dangerous chemicals by the deadline of 30 November this year, less than 12 weeks from now. Registration is one of the milestones of REACH, the EU Regulation on chemicals and their safe use Companies are also reminded that they must notify the Classification and Labelling of their chemicals to European Chemicals Agency (ECHA) by 3 January next year.

「初めて聞いた、驚いた! 事実とすれば大変だ。早速調べて善処する」等ということにならないよう。

「コンプライアンス経営は、先手必勝である」、これはずっと昔から経験的に分かっている真理 です。

日本技術士会 登録活動グループ、「CP&RMセンター」は、あらゆる化学品材料、素材の安全保障輸出管理に係る専門家(技術士)を組織して、未だその体制が整っていないグループの「コンプライアンス経営」を支援する プロ集団です。

…平成16年1月28日 安検室

3-2 自己管理チェックリストによる実施状況の提出要請

例 17

当省にCPを届け出ている企業(約900社)に対し、当省作成の「自己管理 チェックリスト」に基づくCP実施状況の確認・提出の要請(平成15年7月)

<参考17> ICP Implementations in Japan(2014.2 経産省資料抜粋)

例 17

Background of ICP



- It is essential <u>for governments</u> to handle items effectively, and to concentrate our resources on more sensitive matters.
- It is important <u>for exporters</u> to establish appropriate selfexport control systems and procedures in order to reduce their risk for illegal exports.



Promotion of ICPs

- METI has been encouraging exporters to establish their ICPs voluntarily, and has registered them since 1987.
- METI has also been encouraging overseas subsidiaries to establish ICPs since 2005.

Year	2008	2009	2010	2011	2012
Exporters submit ICPs to METI	1, 462	1, 459	1, 424	1, 460	1, 452

3

2006年05月11日

例 18

中古機械輸出、通関での「該非判定」は

日本から東南アジア諸国、中国等への中古機械輸出ビジネスが盛んです。
日本では鉄くず、スクラップにしか役立たない中古機械でも彼の地では立派な産業用機械

日本では鉄くず、スクラップにしか役立たない中古機械でも彼の地では立派な産業用機械として立派に利活用されるからです。

さて、日本からの中古機械輸出に当たって輸出通関申告は避けて通ることのできない重要な関所です。あなたの機械は、関所で「待った!」のかからない通行手形をお持ちでしょうか?

現代において「輸出規制該非判定書」は輸出業務を本業とする方々にとって必要不可欠な安全保障、業務円滑のためのパスポートなのです。

「輸出規制該非判定書」作成でさて困った、という方はぜひ当方の輸<mark>出管理119番</mark>(救急サポート)サービスをご用命下さい。

該非判定のプロが、責任ある該非判定書の作成をサポート致します。

中古機械についてその製造メーカーから「該非判断書」を入手するのは極めて困難な状況にあります。この辺の現実が、霞ヶ関からは見えないのですネ。

当方では、いかなる機械設備、生産・加工設備、計測・分析機器等であってもその基本仕様、 メーカー型番、輸出国、輸出目的が明確であれば法令に遵った正しい該非判定書を作成いた します。

尚、責任上必要に応じて、専門の「技術士」が貨物の現物確認を致しますので予めご承知下さい。(日本全国どこでも対応致しますが、該非判定書作成費用、通常5000円/件の他に、旅費と専門家派遣の日当費用をご負担いただきます。)

輸出貨物には、本体貨物の他に多数の「部分品」、「付属品」、「操作盤」、「予備品」、「補修部品」、「操作マニュアル」等が付随しているのが普通ですが、通関申告の「輸出貨物判定書」においては、これらの全ての品目について安全保障輸出管理、「輸出令」及び「外為令」等の規制に沿った判定書を作成することが必要となります。

中村サブラヒ・テクノロジスト事務所、(株)サブラヒテクノロジスツ(http://www.saburai.com)

では、それぞれの専門技術分野の技術士(文部科学大臣認定)が輸出通関申告で輸出者に義務つけられている「該非判定書」の作成を支援致しております。 電話:03-5731-2382 FAX:03-3717-2486

また定期的に輸出案件業務がある場合には、当事務所との安全保障輸出管理に係る業務の 包括的顧問契約をされることをお薦めいたします。

安全保障輸出管理は、「技術士」の手で

またまた、「世界のモノ作り、ニッポン」の信頼を根底から揺るがす事件が報 道されている。

「日本のモノ作り技術」の高さは定評があるが、それが闇市場で不正に取引され、世界の安全を脅かしているという評判が海外のメディアでも広く報道されていることを、皆さんはどれ程の深刻さで受け止めておられるのだろうか。 そもそも、もっと厳しい輸出管理の必要性を米国をはじめとする世界の人々に知らしめてしまった張本人は、我が国からの共産圏向けの不正輸出、あの忌まわしい「東芝機械ココム違反事件」であった。

この事件は「東芝機械事件」という名前で呼ばれているが、単なる一企業の問題ではない。

冷静な世界の世論から見れば、日本が官民こぞって自由資本主義陣営の安全保 障を脅かした、まさに国辱的な事件だったのであった。

自由資本主義というのは、あくまでも基本ルールの遵守を前提として自由に やってよろしい、という大原則があることを全く分かっていなかった新参者の 日本という国家がしでかした大失態であった。

その反省を踏まえて厳しい輸出管理体制の構築が当時の通産省の主導で進められた。

しかしあれから20余年たった現在、一向に改善されない現実がまたまた私達の 目の前に現れてきてしまった。

国民一人一人が、「日本は世界に対して非常に申し訳ないことをしてしまった」という反省と罪の意識をしっかり持てなかったこと、メディアがそれを十分にフォローできなかったことが、今もって大きな禍根となっている。

一応、国家に代わっての監督責任を負っている経済産業省は、それなりの厳しい対応を執っている(即ち、違反企業の告発、行政指導など)ようには見受けられるが、民間企業を具体的に指導する当事者能力を全く備えていないため、 一向に実質的な成果に繋がらないのは誠に歯がゆいことである。

「テロ支援国家、核開発国家に対して日本が陰で暗躍し、自らの利益に走っている」という海外からの批判に対して、あなたの会社は正面を切ってきっぱりと反論できるでしょうか。

北朝鮮の拉致がけしからん、アルカイダがどうの、平和憲法国家日本うんぬん と口ではいくらきれいごとを並べても、やっていることは汚いことばかりだ」 と言われてしまう。

実際に、正真正銘の日本メーカーの銘板がついた動かぬ証拠が闇取引の現場で 数限りなく挙げられている。

「キャッチオール規制を導入した」、「厳しい輸出管理を徹底している」など 表向きで体裁の良いことを並べても、その現実は20年前と一向に変わっていな いのではなかろうか。

いかに高い品質、技術レベルを誇ってもそれが、世界の平和を脅かしているのだと他人から言われた時に、私達日本の誇りある技術者はどう顔向けができるのだろうか。 輸出管理は世界の安全保障のために必要であり、その遵守は日本人の一人一人の名誉にも関わる、待ったなしの非常に重要なことなのである。責任ある人間が一つ一つ自らの手できちんと管理することを義務つけられおり、自由資本主義社会コンプライアンスの基本問題である。

<参考19> (その2)

人に任せてしまって、「やったはず」とか「やらせています」は責任者の会見 での常套コメントであるが、結果責任を問われる現代社会では自らの無能を表 明する以上の何ものでもない。

今の日本が正にその状態に置かれている。もし、その現実をご自分の目で直に 確かめたいという方々には、英文のウエッブサイトをお薦めする。

例えば「Did Japan Know About Libya Nukes?」

ここでいかにも頼りない答弁をしている高官は、前の内閣総理大臣、福田康夫 というのも皮肉なことではありませんか。

透明性の確保が未成熟な日本社会では、責任ある人達がこれらの議論を表ざた にすることをあえて避けてきた。

知らないのは日本国民ばかりで、海外では日本が「核技術・関連資機材の闇取引」に深く係わっていることは、最早常識になってしまった。

そして、私が今ここで強調したいのは、「輸出管理は技術者の問題である」ということ、そして技術と法律の両方に明るい「専門の技術者」が、厳正な目と 澄んだ倫理観に照らして自らの企業活動を見張らなければならないということ なのである。

多くの日本企業の「輸出管理最高責任者」は、形だけ立派な肩書きを就けてはいるが、技術のことは全然素人で分からず、下まかせでハンコだけ押している場合が多い。

しっかりと法律に照らして管理をしなければならない「技術判断」が日本社会 では放任されている。そのためにこれらの忌まわしい闇取引事件が発生し続け ているのであろう。

21世紀の「モノ作りニッポン」は高度な技術を誇るだけでは不足であり、各 企業の技術者は、社会全体にとって最も重要な「安全保障輸出管理」の問題に ついて、技術のスペシャリストとしての責任をもっともっと果たさなければな らない。

なかでも「技術士」は文部科学大臣公認の資格で、それぞれの専門分野において、最も高い倫理観と専門技術力を備えていることが保証されている貴重な人たちだ。

今こそ、その力を存分に活用して、真の「モノ作りニッポン」としての名誉を 挽回できるような社会的貢献を果たしていただきたいものである。

例 20